条例の点検・見直しシート

		余例の点検・	兄且	.しシート	•	
			作瓦			平成24年6月29日
条例の題名		三重県社会教育委員設置に関する条例	公	布 日		昭和24年9月30日
条例番号		昭和24年三重県条例第37号	直边	1 改正日		平成13年12月25日
所管部局課		教育委員会事務局社会教育·文化財保護課	電	話 番 号		059-224-3322
条例の概要 社会教育法第4条の規定に基づき、三重県社会教育委項を定めるものである。					等に関し、必要な事	委任型 条例の 類型
視点		項目		回答	検 討	内容
	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			はい		支にわたり、社会教育の 見を徴する必要があるこ Eを有している。
		R例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 oられる。			社会教育の範囲は多齢 充実振興に幅広い意見	支にわたり、社会教育の 見を徴する必要がある。
必要性	条例に基	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			第2条の規定に基づき し、必要に応じて会議を	
性 	規制型の い。	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい		項及び第18条の規定に 関しては条例を定めるこ
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	社会教育法第15条第1	項及び第 18条
適 法		憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。				
性	条例に対はない。	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い				
	条例の目	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。				
有	条例の目	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			26202 「地域と連携した 合している。	社会教育の推進」と整
2. 効性		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	より必要な事項を定めた場合、果政運営上支	
効 率 性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。				項及び第18条の規定に ており、廃止すべき規定
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。			はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい		
	条例の執 る。	丸行に当たって、その効果及びコストの配分は適正	であ	はい		
公平性	条例の執	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			審議結果が各市町の社 れ、県民全体への効果	土会教育行政にも活かさ 上が期待できる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			はい		
その他		内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主 三配慮している。	体と	はい		
	市町等が	いら条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		

点		理	由	特	記	事	項		有効期限
□ 検・見直	改正を検討する。						兄旦した 関する規 宝の有無	規定の有無	
台に結果							無	無	